

平成23年3月1日

## 熊本県信用組合行動計画（第1回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日までの2年間
2. 内 容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についての分かりやすい資料を作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

### <対策>

- 平成23年4月～ 情報収集・資料作成
- 平成23年7月～ 制度に関する資料の配布、支店長・事務統括責任者への会議での周知徹底
- 通達文書・イントラネットによる職員への周知徹底

目標2：平成24年3月までに、子どもの看護休暇の取得を周知徹底し、取得状況を見ながら対象範囲の変更を検討。（子どもの対象年齢の拡大、目的を育児全般にするなど）

### <対策>

- 平成23年4月～ 通達文書・イントラネットによる職員への周知徹底
- 平成23年10月～ 取得状況の確認、職員へのアンケート調査、対象範囲の検討、制度の改正
- 平成24年4月～ 通達文書・イントラネットによる職員への周知徹底

目標3：平成24年3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を改正する。

### <対策>

- 平成23年4月～ 検討開始、有給休暇による取得の促進
- 平成23年10月～ 有給休暇による取得状況の確認、職員へのアンケート調査、制度の導入
- 平成24年4月～ 通達文書・イントラネットによる職員への周知徹底

目標4：平成24年3月までに、所定外労働時間を削減するため、毎週ノー残業デーを設定し、段階的に拡大する。

### <対策>

- 平成23年4月～ ノー残業デーの開始（月末・月初を除く週のうち2週）  
原則、水曜日（火・木へ振替可）
- 通達文書・イントラネットによる職員への周知徹底

支店長・事務統括責任者会議での報告および周知徹底（毎回）

平成23年10月～ 実施状況を確認し、所定外労働の原因分析等を行なう検討チームの設置及再検討

支店長・事務統括責任者会議での報告および周知徹底（毎回）

平成24年 4月～ ノー残業デーの拡大（月末・月初の週を除く全ての週）